

平成24年(ワ)第328号, 平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 外124名

被告 北陸電力株式会社

平成28年6月9日

証拠説明書(D号証)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山 内 喜



同

茅 根 熙



同

春 原 誠



同

江 口 正 夫



同

池 田 秀 雄



同

長 原 悟



同

八 木 宏



同

濱 松 慎 治



同

川 島 慶



上記事件について、被告は下記のとおり、被告提出の乙D号証の内容及び立証趣旨を明らかにする。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

記

乙D第35号証

証拠の標目	志賀2号機運転差止判決の読み方 (月刊エネルギー2006年5月号所収) [10ないし15頁, 奥付]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成18年5月1日
作成者	藤原淳一郎
立証趣旨	<p>本書証は、行政法の研究者(慶應義塾大学名誉教授・弁護士)である筆者が、志賀原子力発電所2号機運転差止訴訟第一審判決(金沢地裁平成18年3月24日判決・判例時報1930号25頁, 請求認容。同控訴審判決(名古屋高裁金沢支部平成21年3月18日判決・判例時報2045号3頁)は原判決取消, 請求棄却。平成22年10月28日, 上告棄却・上告受理申立不受理により控訴審判決確定)について論じたものである。</p> <p>本書証によって、「具体的危険性が存在しないこと」, すなわち「不存在」の証明は、原理的に不可能であると指摘されていること(準備書面(22)第1章第1(5頁): 本書証14頁)を明らかにする。</p>

乙D第36号証

証拠の標目	原子炉設置許可無効確認訴訟の原告適格 (法学教室110号所収) [86, 87頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成元年11月1日
作成者	原田尚彦
立証趣旨	<p>本書証は、行政法の研究者（東京大学名誉教授）である筆者が、高速増殖炉「もんじゅ」設置許可処分無効確認等訴訟控訴審判決（名古屋高裁金沢支部平成元年7月19日判決・判例時報1322号33頁，原判決破棄・差戻。差戻後，最高裁第一小法廷平成17年5月30日判決・民集59巻4号671頁により確定）について論じたものである。</p> <p>本書証によって，原子炉設置許可処分取消（無効確認）訴訟における要件事実は，行政庁による処分の違法性であるのに対し，原子力発電所運転差止訴訟における要件事実は，当該原子力発電所の運転により放出された放射性物質により原告の人格権が侵害される具体的危険性が存在することであること（準備書面(22)第1章第2の1（6，7頁）：本書証87頁）を明らかにする。</p>

乙D第37号証

証拠の標目	行政処分無効確認訴訟と民事差止訴訟の関係 (法学セミナー403号所収) [132頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	昭和63年7月1日
作成者	阿部泰隆
立証趣旨	<p>本書証は、行政法の研究者（神戸大学名誉教授・弁護士）である筆者が、高速増殖炉「もんじゅ」設置許可処分無効確認等訴訟第一審判決（福井地裁昭和62年12月25日判決・判例時報1264号31頁，訴え却下・控訴。最高裁第一小法廷平成17年5月30日判決・民集59巻4号671頁により確定）を踏まえ、行政処分無効確認訴訟と民事差止訴訟との関係について論じたものである。</p> <p>本書証によって、原子炉設置許可処分取消（無効確認）訴訟における要件事実は、行政庁による処分の違法性であるのに対し、原子力発電所運転差止訴訟における要件事実は、当該原子力発電所の運転により放出された放射性物質により原告の人格権が侵害される具体的危険性が存在することであること（準備書面(22)第1章第2の1（6，7頁）：本書証132頁）を明らかにする。</p>

乙D第38号証

証拠の標目	<p>科学技術裁判における無効確認訴訟の意義 (「法治国家と行政訴訟」所収) [329ないし356頁, 奥付]</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成16年8月30日
作成者	高橋滋
立証趣旨	<p>本書証は、行政法の研究者（一橋大学教授）である筆者が、高速増殖炉「もんじゅ」設置許可処分無効確認等訴訟差戻控訴審判決（名古屋高裁金沢支部平成15年1月27日判決・判例時報1818号3頁，請求認容。上告審：最高裁第一小法廷平成17年5月30日判決・民集59巻4号671頁，破棄自判・控訴棄却，確定）について論じたものである。</p> <p>本書証によって，以下のことを明らかにする。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉設置許可処分取消（無効確認）訴訟においては，行政庁の判断における「過誤、欠落が現実の事故に結びつく現実的な危険性の有無とは無関係に処分の違法原因を構成する」のに対し，原子力発電所の民事差止訴訟においては，「施設の運転が周辺住民の生命・身体への危険に結びつくか否かを審理する」とされていること（準備書面(22)第1章第2の1（7頁）：本書証344ないし353頁） ・原子力等の規制行政について，「原子力施設を含めた

	<p>高度科学技術施設の安全を確保するための規制は、 現実に事故が発生し、第三者等の生命・身体に具体的 な危険が及ぶことを防止する（略）のみならず、 より高度な安全性を確保すべく積極的な措置の実施 が求められる。」とされていること（準備書面(22)第 1章第3の1（13頁）：本書証347頁）</p>
--	--

乙D第39号証

証拠の標目	原子力関連施設をめぐる紛争と行政訴訟の役割 (「現代行政訴訟の到達点と展望」所収) [57ないし76頁, 奥付]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成26年2月15日
作成者	高橋滋
立証趣旨	<p>本書証は、行政法の研究者（一橋大学教授）である筆者が、高速増殖炉「もんじゅ」設置許可処分無効確認等訴訟差戻後上告審判決（最高裁第一小法廷平成17年5月30日判決・民集59巻4号671頁，破棄自判・控訴棄却，確定）を踏まえ，原子力関連施設をめぐる紛争と行政訴訟の役割について論じたものである。</p> <p>本書証によって，原子炉設置許可処分取消（無効確認）訴訟においては，「行政判断が合理性を欠くと考えられる場合には，その欠落が原子炉災害に結びつく具体的な可能性を論ずることなく，許可を取り消し，専門技術的な判断能力を有する行政の調査審議，判断に委ねるべき」であり，施設の運転が周辺住民の生命・身体への危険に結びつくか否かを審理する民事差止訴訟とは異なる役割があるとされていること（準備書面(22)第1章第2の1（7頁）：本書証70，71頁）を明らかにする。</p>

乙D第40号証

証拠の標目	女川原発訴訟第一審判決 (ジュリスト1068号所収) [38ないし40頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成7年6月10日
作成者	橋本博之
立証趣旨	<p>本書証は、行政法の研究者（慶應義塾大学法科大学院教授）である筆者が、東北電力女川原子力発電所運転差止訴訟第一審判決（仙台地裁平成6年1月31日判決・判例時報1482号3頁，請求棄却。同控訴審判決（仙台高裁平成11年3月31日・判例時報1680号46頁）は控訴棄却。平成12年12月19日，上告棄却・上告受理申立不受理により確定）について論じたものである。</p> <p>本書証によって、伊方最高裁判決について、「伊方判決は、あくまでも行政庁の専門技術的裁量の司法審査という枠組みの中での議論であることに留意する必要がある。」と指摘されていること（準備書面(22)第1章第2の1（7頁）：本書証40頁）を明らかにする。</p>

乙D第41号証

証拠の標目	抗告訴訟と民事差止訴訟の関係 (ジュリスト905号所収) [62ないし68頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	昭和63年4月1日
作成者	高木光
立証趣旨	<p>本書証は、行政法の研究者（京都大学教授）である筆者が、高速増殖炉「もんじゅ」設置許可処分無効確認等訴訟第一審判決（福井地裁昭和62年12月25日判決・判例時報1264号31頁。訴え却下，控訴。最高裁第一小法廷平成17年5月30日判決・民集59巻4号671頁により確定）を踏まえ，抗告訴訟と民事差止訴訟との関係について論じたものである。</p> <p>本書証によって，「設置許可処分において要求される安全性の程度は，民事の予防的差止請求を排斥する際に要求される安全性の程度よりも高いとみるべきであろう。」として，原子炉設置許可処分取消（無効確認）訴訟と原子力発電所運転差止訴訟の相違が指摘されていること（準備書面(22)第1章第2の1（7，8頁）：本書証68頁）を明らかにする。</p>

乙D第42号証

証拠の標目	<p>事案解明を効果的に行うための訴訟活動について (「要件事実の機能と事案の解明」所収) [110ないし133頁, 奥付]</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成24年3月31日
作成者	山浦善樹
立証趣旨	<p>本書証は、弁護士（現・最高裁判所判事）である筆者が、事案解明を効果的に行うための訴訟活動について論じたものである。</p> <p>本書証によって、民事訴訟において本来主張立証責任を負わない当事者に主張立証を求める（いわゆる「事実解明義務」を適用する）とすれば、「当事者に対する手続保障のため、審理の途中で裁判所がこの義務の有無についての判断を告知することは欠かせない。」と指摘されていること（準備書面(22)第1章第2の2（8頁）：本書証123頁）を明らかにする。</p>

乙D第43号証

証拠の標目	事案解明における裁判所の役割 (「要件事実の機能と事案の解明」所収) [134ないし150頁, 奥付]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成24年3月31日
作成者	高橋讓
立証趣旨	<p>本書証は、裁判官である筆者が、事案解明における裁判所の役割について論じたものである。</p> <p>本書証によって、民事訴訟において本来主張立証責任を負わない当事者に主張立証を求める（いわゆる「事実解明義務」を適用する）とすれば、「裁判所としては、事案解明義務（狭義）違反があると判断される場合、その点を当事者（特に違反があるとされる当事者）に事前に告げることなく判決の中で推定の効果を用いるのは相当でないから、手続保障の観点から、違反があると判断される当事者に対し、違反があると判断された時点において、その判断の内容および違反によって受ける不利益の内容を告げておくことが必要であろう。」と指摘されていること（準備書面(22)第1章第2の2（8頁）：本書証150頁）を明らかにする。</p>

乙D第44号証

証拠の標目	事案解明義務 (「民事訴訟法判例百選 第三版」所収) [154, 155頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成15年12月20日
作成者	上原敏夫
立証趣旨	<p>本書証は、民事訴訟法の研究者（明治大学法科大学院教授・一橋大学名誉教授・弁護士）である筆者が、伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求訴訟最高裁判決（最高裁平成4年10月29日第一小法廷判決・民集46巻7号1174頁，上告棄却）について論じたものである。</p> <p>本書証によって、伊方最高裁判決について、「具体的にどのような場合にY（引用者注：行政庁）の態度が懈怠とされその判断に不合理な点があることが事実上推認されるのか，逆にいえば，Yがどの程度の主張・立証をすればそれを尽くしたといえるのか，は本判決からは明らかにならない。」と指摘されていること（準備書面(22)第1章第2の2（8，9頁）：本書証155頁）を明らかにする。</p>

乙D第45号証

証拠の標目	「讀賣新聞」平成28年3月10日（抜粋）
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年3月10日
作成者	株式会社読売新聞グループ本社
立証趣旨	<p>本書証は、関西電力高浜発電所3，4号機運転差止仮処分決定（大津地裁平成28年3月9日決定・公刊物未登載。申立て認容。保全異議申立て，執行停止申立て。以下「大津地裁決定」という。）についての新聞記事である。</p> <p>本書証によって，以下のことを明らかにする。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・大津地裁決定に関連し，升田純・中央大学法科大学院教授は，「裁判所として関電が行うべき安全対策の基準を示さないまま、『主張及び疎明が不十分な状態』だと断じ」ることは，「伊方判決の趣旨をはき違えている。」と指摘していること（準備書面(22)第1章第2の2（9頁）） ・大津地裁決定に関連し，升田教授は，「大津地裁の仮処分決定は，内容も分量も説得力に乏しく，はじめから結論ありきだったのではないか，と言わざるを得ない。」と指摘していること（準備書面(22)第3章第2（27頁））

乙D第46号証

証拠の標目	<p>民事訴訟における証明責任を負わない当事者の具体的 事実陳述＝証拠提出義務について</p> <p>(法曹時報49巻7号所収)</p> <p>[1611ないし1651頁]</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成9年7月1日
作成者	松本博之
立証趣旨	<p>本書証は、民事訴訟法の研究者（大阪市立大学名誉教授）である筆者が、民事訴訟における証明責任を負わない当事者の具体的事実陳述＝証拠提出義務について論じたものである。</p> <p>本書証によって、証明責任を負わない当事者に求められる主張立証について、「期待可能な事実陳述＝証拠提出を行えば義務履行となり、免責される。その後の審理の結果により事実の真偽不明が生じた場合には本来の証明責任によって裁判される」と指摘されていること（準備書面(22)第1章第2の4（12頁）：本書証1644頁）を明らかにする。</p>

乙D第47号証

証拠の標目	<p>寝屋川市廃プラスチック処理施設操業差止訴訟控訴審判決（抜粋）</p> <p>（寝屋川市ウェブサイト http://www.city.neyagawa.osaka.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/19/2011131134919.pdf よりダウンロード）</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成23年1月25日
作成者	大阪高等裁判所第6民事部
立証趣旨	<p>本書証は、控訴人（第一審原告）らが、被控訴人（第一審被告）北河内4市リサイクル施設組合らが設置管理する廃プラスチック中間処理施設における廃プラスチックのリサイクル処理により、付近住民に健康被害が発生しているとして、その操業差止を求めた事案に対する控訴審判決である（公刊物未登載，控訴棄却。上告・上告受理申立なし，確定）。</p> <p>本書証によって、同判決が、「本件施設からの排出VOC（被告注：揮発性有機化合物）（略）の中に、いまだ科学的に毒性が解明されていない未同定物質や非規制対象物質が多く含まれていることをもってただちに健康リスクに結びつけて立論することは、規制行政の取扱（略）としてはあり得ても、それをもって科学的根拠もなく事業活動の差止め請求の根拠にできないことはいうまでもない。（略）VOCの排出がある限り、</p>

将来有毒性が顕在化したときは取り返しのつかない被害が発生するとの抽象的な危険論を根拠に、排出側で未同定物質や非規制対象物質の安全性を反証しない限り危険性が推測されるとの控訴人らの立論は採用できない。」と判示し、行政上の判断と民事差止訴訟における具体的危険性の立証とは異なるとしていること（準備書面(22)第1章第3の1（13，14頁）：本書証78，79頁）を明らかにする。

乙D第48号証

証拠の標目	原子力規制委員会のあり方に一言 (エネルギーレビュー2015年3月号所収) [24ないし26頁, 奥付]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年2月20日
作成者	石橋忠雄
立証趣旨	<p>本書証は、弁護士である筆者が、原子力規制委員会のあり方について論じたものである。</p> <p>本書証によって、原子力発電所の敷地内破砕帯に係る有識者会合は、原子力規制委員会設置法や原子炉等規制法に基づく法的根拠を欠くなど原子力規制委員会の新規制基準適合性審査とは到底同視し得ないものであること(準備書面(22)第1章第4の2(19, 20頁))を明らかにする。</p>

乙D第49号証

証拠の標目	仮処分事件の変ぼう—公害仮処分事件の判例を中心として— (民商法雑誌70巻3号所収) [401ないし428頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	昭和49年5月10日
作成者	吉川大二郎
立証趣旨	<p>本書証は、民事訴訟法の研究者（立命館大学名誉教授・弁護士（故人））である筆者が、仮処分事件のあり方について論じたものである。</p> <p>本書証によって、仮処分事件について、特定の類型の仮処分であるからといって、「被保全権利の認定や説明を一般の仮処分事件に比し著しく軽減ないし緩和して無反省に仮処分申請を認容することは、裁判の安定性、公平性に鑑み、厳に謹しまねばならない」と指摘されていること（準備書面(22)第3章第1（25頁）：本書証411頁）を明らかにする。</p>